

事業事前評価表

1. 案件名

国名：中南米諸国

案件名：中南米省エネ・再生可能エネルギー事業（海外投融資 出資事業）

調印日：2014年11月28日

出資先名：MGM Sustainable Energy Fund LP

2. 事業の背景と必要性

中南米地域では、ハリケーンやエルニーニョ現象等の自然災害の多発といった環境問題が顕在化しており、中南米諸国は域内経済連携による地域統合の動きと合わせて、国境を越えて地球規模の課題に対して取り組んでいるところである。そのため、増大する電力需要への対応の一環として、省エネ・再生可能エネルギーの導入の必要性も指摘されており、世界銀行は再生可能エネルギー等の導入を2030年までに約600TWh必要と見積もっている。また、米州開発銀行（IDB）の2008年の予測によると2018年までに10%のエネルギー効率化により360億ドルのコスト削減が可能とされているが、事業化のノウハウ不足や、資金リソース不足等がボトルネックとなっており、省エネ・再生可能エネルギーの取組推進は中南米諸国の共通の課題となっている。

我が国の中南米地域に対する国際協力重点方針において、省エネ・再生可能エネルギー・気候変動対策への支援が重点課題とされ、コスタリカ及びメキシコとの二国間クレジット制度（JCM）に係る二国間文書が署名されている。JICAにおいても、本地域の重点課題の一つとして省エネ・再生可能エネルギー等の緩和策を含む気候変動対策を位置づけており、特に省エネ・再生可能エネルギー促進について、日本の優れた技術及び知見の活用も併せて図っていく方針とし、再生可能エネルギー等の気候変動分野で10億ドルのIDBとの協調融資を行う方針等が打ち出されている。

本事業は、世界エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF（欧州投資銀行（EIB））、多国籍投資基金（MIF（IDB））、地球環境ファシリティ（GEF）、ドイツ開発公社（DEG）等の国際機関が出資参画しつつ、中南米諸国において低炭素技術を活用した省エネ・再生可能エネルギー事業について、当該分野に知見を有する専門家にて構成されたファンド（以下「本ファンド」）を通じて支援するもの。本ファンドの取組は、これらの当該諸国の開発政策に沿ったものであり、かかる取り組みの裾野拡大の契機となることが期待されるものである。当該地域の開発課題、我が国及びJICAの対中南米地域への支援方針に合致しており、その意義・必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、中南米諸国において省エネ・再生可能エネルギー事業への投融資を行うことにより、温室効果ガス削減効果を有する省エネ・再生可能エネルギー事業の発展を図り、以って中南米諸国における持続的な経済成長・気候変動

の緩和に寄与するもの。

- (2) 事業実施地：コロンビア、メキシコ、中央アメリカ諸国、その他カリブ諸国
- (3) 事業概要
 - ① 出資金額：10 百万 USD
 - ② 事業計画の概要：中南米地域における低炭素技術を活用した省エネ・再生可能エネルギー事業について、当該分野に知見を有する専門家にて構成されたファンドへの出資を通じ支援するもの。ファンドは、投融資を通じて省エネ・リース事業、再生可能エネルギー事業の事業主体となり、低炭素技術を導入しつつ施設のリース等又は売電を行い、収入を確保する。
 - ③ ファンドマネージャー：MGM Innova Capital LLC
 - ④ ファンド目標額：50 百万 USD
 - (4) 事業実施スケジュール：投資期間 2013 年 5 月～2018 年 5 月、回収期間 2018 年 5 月～2024 年 11 月。
- (5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - ① 環境社会配慮
 - a) カテゴリ分類：FI
 - b) カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、機構出資前にサブプロジェクトが特定できず、且つ当該サブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。
 - c) 本事業では、GP が各個別投融資対象国の各国国内法及び上記ガイドラインに基づき環境社会配慮確認を行うこととなっている。なお、GP と JICA はサブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まない旨サイド・レターで合意。
 - ② 貧困削減促進：特になし。
 - ③ 社会開発促進：特になし。
- (6) 他ドナー等との連携：IDB（MIF）、GEF、EIB、DEG 等のドナーとの共同出資。
- (7) その他特記事項：特になし。

4. 事業概要

- (1) 定量的効果
運用効果指標

指標名	基準値（2013 年） 【実績値】	目標値（2024 年） 【ファンド終了年】
投資件数（件）	0	[非公表]
Equity IRR（%）	-	[非公表]
温室効果ガス削減効果（tCO ₂ ）	0	[非公表]
発電量（MWh）	0	[非公表]

- (2) 定性的効果

本ファンドの投融資による、省エネ・再生可能エネルギー製品の重要性への意識向上、及び民間資金の呼び水効果を通じて、低炭素技術分野での民間投資の更なる促進、ひいては気候変動対策（緩和）に資する。また、投融資先の中には、本邦企業が有する低炭素技術が活用される見込みであり、本邦企業の当該地域におけるビジネスの促進に資する。

5. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業・案件監理上のリスク

省エネ事業については、リース期間後に施設を譲渡することにより退出することとしており、ファンド全体としての退出に係るリスクは軽減されている。再生エネルギー事業については、一定期間後に施設を他の事業者売却することとしている。

(2) 出口戦略：ファンド存続期間終了を以って退出する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

事業運営会社に対し投資家として各種権限の確保、退出方針について事業運営会社側との間で投資実行前の合意などが効果的であるとの教訓が得られている。本事業においては、ファンドの運営者が事業実施主体となることにより、各サブプロジェクトからの退出やポートフォリオ管理が円滑に行われる。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：

- ① Equity IRR (%)
- ② 温室効果ガス削減効果
- ③ 発電量

(2) 今後の評価のタイミング：ファンド終了年（2024年予定）

以上